

学術交流協定校への交換留学派遣学生募集

1 交換留学生制度の概要

福井県立大学と下記の10大学では、学術交流協定に基づく交換留学生制度を設けています。

- 韓国：江陵原州大学校、全南大学校
- 中国：浙江財経大学、吉林大学
- 台湾：高雄第一科技大学、宜蘭大学、台中科技大学
- ベトナム：ホーチミン市人文社会科学大学、貿易大学
- タイ：カセサート大学

この制度を利用すると、本学在学中に上記協定校において修得した単位が、本学において修得した単位として認定されます。（※単位数等に制限あり）

2 出願資格等

(1) 出願資格

派遣時に本学に在籍する学生（ただし、ベトナム・貿易大学はIELTS 5.5, TOEFL iBT65程度の英語力および証明書のコピーが必要です）

(2) 授業料等

交換留学を受け入れる大学（以下「受入れ大学」という。）の検定料、入学料、授業料および聴講料等は無料となります。ただし、交換留学期間中も県立大学の授業料は支払いが必要です。

(3) 履修期間

原則として1年または1学期

(4) 交換留学生の数 ※留学希望者が複数の場合は、選考により優先順位をつけて決定します。

1大学・1学期につき、3名を超えないものとします（ただし、中国・浙江財経大学、韓国・全南大学校のみ、5名を超えないものとします）

(5) 受入れ大学の授業における使用言語

原則として当該大学が所在する国の母国語を使用します。

(6) 受入れ大学の施設の利用

受入れ大学の施設・設備（付属図書館、食堂等）は、当該大学の学生と同等な立場で利用することができます。

(7) 留学に係る費用

渡航費、渡航に係る諸手続き料、現地滞在費等は本人負担となります。

ただし対象の経費については、海外留学派遣制度補助金が申請できます。

○海外留学派遣制度補助金 ※支払いは帰国後になります

- ①人数：学部3年次生以上 3名以内
- ②補助基準：補助対象経費の1/2 限度額30万円
- ③対象となる経費：渡航費、宿舍費、ビザ申請に係る費用、保険料など
- ④応募者多数の場合は、選考を行います。

☆福井県アジア人材基金長期留学奨学金（貸与）：海外へ長期の留学を行う学生が利用できる奨学金制度です。交換留学の場合にも利用できます。

①対象：福井県内の大学（院）生

②貸与額：渡航費など10万円、住居費など5万円/月

③期間：最長12ヶ月間・最大70万円（大学院レベルは最長24ヶ月間・最大130万円）

*卒業後、福井県内に本社を持つ企業に3年間勤務することにより、奨学金返還免除となります。

詳しくは福井県立大学 経営企画課大学戦略室にお問合わせください。

3 出願手続

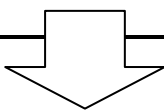
留学希望者は、下記受付期間中に「交換留学派遣学生願書」を福井キャンパス研究・交流推進課または小浜キャンパス企画サービス室に提出してください。

(※「交換留学派遣学生願書」は福井キャンパス研究・推進課および小浜キャンパス企画サービス室で配布します。福井県立大学HPからもダウンロード可)

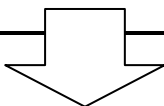
受付期間：平成26年4月7日（月）～5月9日（金）

◎出願から出発までの手続きの流れ

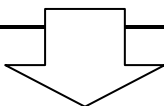
① 各大学のシラバス等の中から、指導教員等と相談し、留学先の大学で履修する授業科目を選択する。



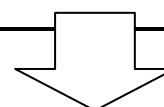
② 「交換留学派遣学生願書」に所要事項を記入し、指導教員等の承認を受けた後、所定の期日までに福井キャンパス研究・交流推進課または小浜キャンパス企画サービス室に提出する。なお、留学希望者が複数の場合は、選考により順位を決定する。



③ 学生が所属する学部の教授会で派遣の決定を受けた者は、受入れ大学の必要書類を福井キャンパス研究・交流推進課または小浜キャンパス企画サービス室に提出する（受入れ大学には、本学からまとめて送付）。



④ 受入れ大学から入学許可書が到着後、留学希望者がビザ申請を行う。



⑤ ビザ取得後、留学に出発。

※出発にかかる準備（航空券の手配、保険の加入など）は学生が進めること。

4 派遣先大学における履修科目の試験の実施方法および単位認定

(1) 試験の実施方法

受験上の取扱い等については、受入れ大学の規則によります。

(2) 単位認定

受入れ大学からの成績通知に基づき、単位を取得した授業科目については、本学の授業科目の修得単位として認定されます（※ただし単位数等に制限あり）。